

## ⇒ 論 説 ⇐

日米欧における金融コングロマリット<sup>\*</sup>伊 藤 隆 康<sup>\*</sup>

## 要 旨

金融グローバル化の流れを背景に、諸外国だけでなく日本においても金融機関は規模と業務の拡大を視野に入れて、金融コングロマリットを目指す動きが増えてきた。日本の金融コングロマリット化の特徴として、(1)証券会社によるコングロマリット化も進んでいるが、銀行グループの金融コングロマリット化が突出している。(2)保険を絡めた金融コングロマリット化の例は、事業法人が持株会社を設立した場合以外、存在しない。(3)地域金融機関を絡めた金融コングロマリット化の動きが進んでいない——の3点があげられる。金融コングロマリット化のメリットに関しては、シナジー効果、コスト削減、顧客流出の防止、企業体としての成長性の確保、イノベーション、リスクの遮断性などがあげられているが、こうした効果がこれまでは十分に検証されてはいない。特に、日本においては金融コングロマリット化の動きは緒についたばかりであり、評価を下すのは時期尚早である。

キーワード：金融コングロマリット，金融規制

JEL Classification : G21

<sup>\*</sup> 本稿は伊藤（2006）を最近の金融情勢の変化を含めて、大幅に加筆修正したものである。また、本稿は2006年12月1日現在の情報に基づいて作成している。

<sup>\*</sup> 新潟大学経済学部教授

〒950-2181 新潟市五十嵐2の町8050

T E L / F A X 025-262-6502 e-mail tito@econ.niigata-u.ac.jp

## 1. はじめに

「金融コングロマリット」とは銀行、証券、保険のうち少なくとも二業態を兼営する金融グループと定義されることが多いが、国や地域などにより若干異なり、一義的ではない<sup>1</sup>。このようなグループが形成される目的は、多様な金融サービスの提供、大型化・兼業化による経営の効率化や金融商品開発力の向上等にあるとされている。一方、異なる業種の金融機関を保有することで、リスク管理が複雑になったり、グループ全体としての経営管理が難しくなったりするとの懸念する声も出ている。

1990年代以降欧米において、シティグループやドイツ銀行などが銀行、証券、保険の融合を進めてきた。一方、日本では金融グローバリゼーションの流れを受けて、1993年に銀行と証券が子会社方式で相互参入できるようになった。さらに1998年には金融持ち株会社の設立も認められ、金融のグループ化が進んだが、ある特定の分野の収益が突出しているなど、欧米のようなバランスのとれた収益源をもつ金融コングロマリットは出現していない。

2006年12月現在、日本の3大メガバンクは三菱UFJフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループが金融グループを形成している。これらの金融グループは銀行部門の収益が突出しているが、金融コングロマリットの定義に当てはまる。日本において、今後メガバンクを中心に金融コングロマリットが現状よりも広範囲に形成されていく可能性がある。

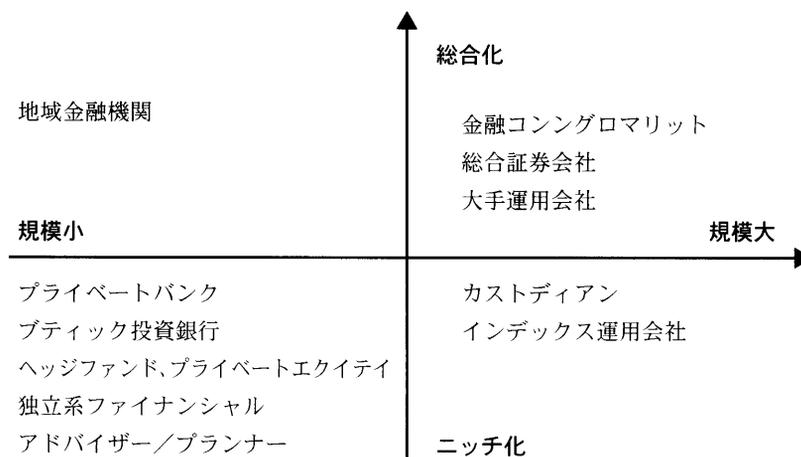
金融庁は2004年11月、金融コングロマリット化の進展による業態横断的な監督業務の重要性の高まり等を背景として、「コングロマリット室」を設置した。さらに同庁は2005年3月に金融重点強化プログラムの一環として金融改革プログラム工程表を発表し、コングロマリット化に向けて金融関連法制の整備を進めていくことを宣言した。

その後、同庁は2005年6月に「金融コングロマリット監督指針」を策定した。こうした流れの中、日本においても金融コングロマリット化に対する注目度が増している<sup>2</sup>。このように金融コングロマリット化はグローバルな現象である一方、金融コングロマリット化の流れにはのらぎに、ニッチ化を目指さず小規模な金融機関や規模の拡大を迫及しない金融機関もある。図表1に金融サービスの規模と範囲を示した。

<sup>1</sup> 3節で説明するが、金融コングロマリットの定義に関しては、日米欧で若干、異なる。金融コングロマリット化や金融機関の統合などを扱った文献としては、相沢・西尾(2005)、格付投資情報センター(2006)、信金中央金庫(2005)、損害保険事業総合研究所(2005)、永田(2004)、日本銀行(2005)、沼田(2002)、根本(2005)、野々口(2001)、淵田(2004)、前多・永田(2004)、Smith/Walter(2002)、Walter(2003)、Walter(2004)などがあげられる。金融制度全般に関して、日本については鹿野(2006)、米については高木(2006)がそれぞれ参考になる。

<sup>2</sup> メディア上や専門家の間では金融コングロマリットの注目度が増しているが、一般の利用者にとっての認知度や関心度は必ずしも高くない。マイボイスコムが2005年7月に実施した調査では、「金融コングロマリットを知らない」とする回答が6割を超えた。また、金融コングロマリット化に対する期待度・信頼度に対しては、「変わらない」とする回答が5割を超えた。同社が実施したアンケートについて資料1に添付した。

図表 1 金融サービスの規模と範囲



(注) 淵田 (2004) から引用。

金融のコングロマリット化が進む前提として、当局による規制緩和の推進がある。米国では、1994年にリーガル・ニール法（州際銀行支店設置効率化法）が成立し、連邦レベルでも州外支店の設置や州外銀行子会社を合併して、支店に転換することが可能となった。一方、銀行の証券業務に大きな制限を課したグラス・スティーガル法（Banking Act of 1933）の運用が1980年代の後半から緩和され、商業銀行は段階的に証券業務を拡大していった<sup>3</sup>。

さらに1999年にはグラム・リーチ・ブライリー法（金融制度改革法）が成立し、これまで銀行業務と証券業務の分離を規定したグラス・スティーガル法が事実上撤廃されることになった<sup>4</sup>。また、同法の制定と同時に1956年の銀行持株会社法（Bank Holding Company）で認められていた銀行持株会社に加えて、金融持株会社（Financial Holding Company）の制度ができたため、金融持株会社方式による銀行業、証券業、保険業の相互参入が可能となった<sup>5</sup>。

欧州では、1989年の第2次銀行指令により、ドイツ等で認められていたユニバーサル・バンク制度が全域で認められた。また、加盟各国の判断により、銀行による保険子会社の保有を認めることとなった。さらに2002年には銀行、証券、保険にまたがる金融コングロマリットにつき、統一指令が制定された。日本では、1993年に業態別子会社を用いた銀行・証券間の相互参

<sup>3</sup> グラス・スティーガル法の正式名称は Banking Act of 1933である。連邦預金保険公社（FDIC：Federal Deposit Insurance Corporation）に加盟する銀行の証券業務に関して、同法は、国債、政府機関債、及び一部の地方債を除き、証券の発行・引受けを禁止し、同時に証券業務を営む子会社の保有を禁止した。また、証券会社には預金の受入が禁止され、加えて加盟銀行と証券会社の役員兼任が禁止された。

<sup>4</sup> グラム・リーチ・ブライリー法に関しては、野々口・武田（2000）や高木（1999 a）、高木（1999 b）、高木（2001）などが詳しい。高木（2001）によれば、同法の施行後にグラス・スティーガル法第20条、第32条は廃止されたが、第16条と第21条は残った。このため同法の全廃という表現は行きすぎである。

<sup>5</sup> 銀行持株会社法の下では、保険引受業務や非銀行金融サービス業務への参加は原則禁止されていた。

入が解禁され、1998年には持株会社の設立が認められた。また、2001年には改正銀行法が成立し、異業種からの銀行参入ルールが定められた。さらに2005年の改正銀行法では、コンビニエンスストアやスーパーなどの一般企業に、銀行代理店業務を解禁した<sup>6</sup>。日米欧の金融自由化に関する重要な事項を図表2に記した。

本稿では日米欧における金融ングロマリットの現状を報告し、日本における展望を考察することを主な目的とする。本稿の構成は次の通りである。第2節では金融ングロマリット化の形態について触れ、第3節では金融ングロマリット化の定義について述べる。第4節では金融ングロマリットの格付けに対する考え方を紹介し、第5節では金融ングロマリット化の現状と効果について報告する。最後に第6節では日本における金融ングロマリット化の方向性を考察する。

---

<sup>6</sup> 2005年の改正銀行法成立までは、銀行代理店は100%銀行による出資が必要とされた。しかし、2006年4月1日からの銀行代理店制の下で、一般事業会社は自前の営業拠点で(1)預金の引き出し・預け入れ、(2)銀行口座の開設、(3)振り込み、(4)個人向けローンの受付、(5)外貨預金の取扱いと外貨との両替——などのサービス提供が可能となった。一般事業会社の場合、法人向け融資は明らかに利益相反がないことが明らかな場合以外、認められない。銀行代理店は金融システムの一翼を担うことから、設置には金融庁の許可が必要である(銀行法第52条の36第1項)。この措置による銀行代理店の設立第1号は野村証券で、野村信託銀行の代理店としてインターネットバンキングサービスを提供している。第2号は中小企業向けに税務サービスなどを提供するエフアンドエムで、大阪東信金の代理店として、中小企業向け融資を取り扱う。

図表2 日米欧における金融規制緩和の推移

国	年	規制の緩和内容
日	1980年	改正外為法施行（原則自由に）
	1981年	銀行法全面改正（国債の窓版など）
	1984年	日米円ドル委員会報告書
	1985年	大口定期預金（自由金利、10億円以上）の取扱い開始
	1993年	定期預金金利の完全自由化、興銀などに証券子会社免許付与
	1994年	預金金利の完全自由化
	1985年	保険業2法成立（生・損保の相互参入）
	1996年	橋本首相「ビッグバン」を指示
	1997年	金融持株会社関連2法成立
	本	2001年
2002年		金融再生プログラム、銀行・証券の共同店舗解禁
2004年		銀行の証券仲介業務解禁
2005年		ペイオフの全面解禁、金融コングロマリット監督指針改正銀行法成立（代理店による参入ルール）
米	1980年	DIDMCA：Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act 預金金融機関規制緩和および通貨量管理法の成立（預金金利上限の段階的な撤廃）
	1982年	ガーン・セイントジャーメイン法（S&Lの業務規制緩和）
	1989年	FIRREA：Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act 金融機関改革、再建、および規制実施法の成立（S&L危機に対する抜本的な立法措置）
	1991年	FDCIA：Federal Depository Institutions Improvement Act 連邦預金保険公社改善法の成立（リスク反映預金保険料率の導入、早期是正措置の手順設定）
	1994年	リーグル・ニール法の成立（州際営業地域規制の撤廃）
	1999年	グラム・リーチ・ブライリー法の成立（グラス・スティーガル法の実質上の撤廃）
英	1986年	ビッグバン、金融サービス法の成立、住宅組合法の改正
	1987年	1987年銀行法の成立
	1990年	ERM（為替相場安定機構）への参加
	1992年	ポンド危機でERMからの一時離脱
U	1998年	FSA（金融サービス庁）の創設
	1977年	第1次銀行指令
E	1989年	第2次銀行指令
	1993年	銀行サービスの自由化
U	1999年	金融サービス行動計画
	2002年	金融コングロマリット指令

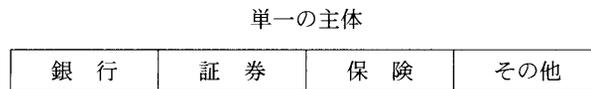
（注）西村（2003）、高木（2001）、高木・黒田・渡辺（1999）、相沢・西尾（2005）などを参照して作成した。

## 2. 金融コングロマリットの形態

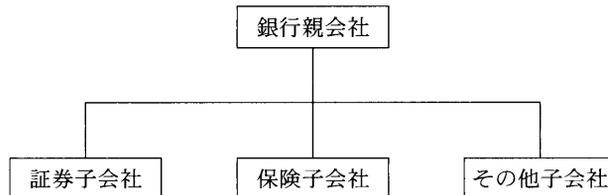
図表3が示すように、金融コングロマリットには、(1)統一型、(2)親子会社型、(3)持株会社型、——という3つの形態がある。(1)の統一型は欧州大陸で以前より存在しているユニバーサル・バンキングに近いものである。また、現在において、日米欧では(3)の持株会社方式をとることがほとんどである<sup>7</sup>。

図表3 金融コングロマリットの形態

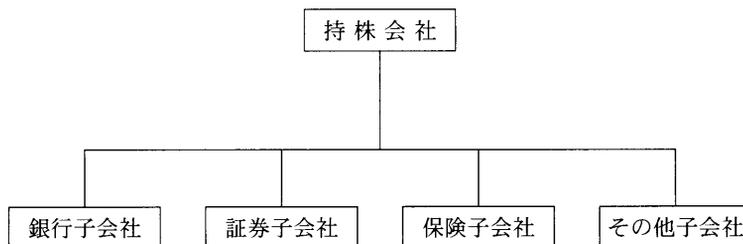
### (1) 統一型



### (2) 親子会社型



### (3) 持株会社型



<sup>7</sup> 日本においては、1993年に銀行による証券子会社の設立が認められた時点では、子会社方式による銀行グループの形成が進んだが、1997年に金融持株会社が認められた時点から銀行グループは持株会社をベースにグループを形成した。

金融コングロマリットのメリットに関しては、シナジー効果、コスト削減、顧客流出の防止、企業体としての成長性の確保、イノベーション、リスクの遮断性などがあげられる。一方、デメリットとして統合的なリスク管理の難しさ、非効率なコスト構造、情報開示や透明性確保に対する懸念などがあげられる。情報開示に関しては、White (2003) が問題点を提起し、規制当局と一般利用者のそれぞれに対して、適切な情報開示の必要性を訴えている。

金融コングロマリット化の効果をシナジー効果の大きさと比較すると、(1)単一の主体、(2)親子会社型、(3)持株会社型の順番となる。これは単一の主体で運営すれば、顧客に対するワンストップサービスが提供しやすくなるためである。持株会社型であれば、銀行業務、証券業務、保険業務を別々の主体で運営するため、顧客の利便性は減少する。このことに対応するために、日本では銀行子会社と証券子会社による共同店舗が増えている<sup>8</sup>。

一方、リスクの遮断性の大きさと比較すると、(1)持株会社型、(2)親子会社型、(3)単一の主体の順番となる。持株会社の下で運営されている証券子会社が仮に破たんしても、残された銀行子会社や保険子会社に及ぶ影響度は、親子会社や単一子会社での証券部門の破たんに比較すると、小さいと考えられるためである。

### 3. 金融コングロマリットの定義<sup>9</sup>

#### 3.1 米国

米国における1999年グラム・リーチ・ブライリー法（金融制度改革法）の成立までの業務規制の流れを示すと以下の通りとなる。

1933年グラス・スティーガル法（Banking Act of 1933）による銀行と証券の分離

1956年銀行持株会社法による銀行持株会社の制限

銀行持株会社の業務範囲は銀行業務および銀行業務に密接に関連し、正当に付随する業務に限定され、一般事業や保険引受、非銀行金融サービス業務への参入は原則禁止された。

1980年代後半における銀行持株会社の証券業務への参入

グラス・スティーガル法の第20条が「銀行が証券業務を主たる業務とする法人と系列関係にあってはならない」と規定しているため、主たる業務でなければ非適格証券業務を営む

<sup>8</sup> 金融庁は2002年9月、銀行と証券会社の共同店舗に関するガイドラインの改正に際して、(1)窓口の区別、業務主体の表示など、適切な措置を講じること、(2)顧客に対して、証券会社が銀行等と別法人であること、(3)証券会社が提供する商品・サービスは銀行等が提供しているものではないことを十分に説明すること、——の3点を指摘した。

<sup>9</sup> 日本銀行（2005）は日主要国における金融コングロマリット化の定義や状況についてまとめている。

ことが可能であるとの解釈が広がった。米連邦制度理事会（FRB）は1987年には子会社の非適格証券業務の収入を5%と制限して認可したが、1989年には10%に引き上げた。このようにして設立された証券会社はセクション20子会社と呼ばれていた<sup>10</sup>。

#### 1994年リーグル・ニール法による州際業務規制の廃止

州外支店の設置や州外銀行子会社を合併して、支店に転換することが可能となった。

#### 1997年 FRB による証券業務参入制限の緩和

FRBは非適格証券業務の制限を10%から20%に引き上げた。

#### 1998年 FRB によるトラベラーズ・グループとシティ・コープの合併承認

傘下に証券会社を持つ大手保険グループのトラベラーズ・グループと銀行持株会社のシティ・コープとの合併が承認され、銀行・証券・保険の業務を行う銀行持株会社が誕生した<sup>11</sup>。

こうした経緯を経て1999年のグラム・リーチ・ブライリー法（金融制度改革法）の成立により、自己資本の充実など一定の要件を満たす銀行持株会社は、「金融持株会社」として、証券・保険・投資信託など、一般の銀行持株会社よりも幅広い業務を営む企業を傘下に保有することが認められるようになった<sup>12</sup>。

しかし、金融業法上「金融ングロマリット」という用語はない。LCBOs（Large Complex Banking Organizations Program）という監督手法の下では、「大規模かつ複雑」との表現にとどまっており、日本や欧州と比較すると、「金融ングロマリット」の定義は曖昧である。

金融持株会社は、あくまでも幅広い金融サービス業務を営む企業を傘下に保有することが認められる資格であり、現実にこれらの業務を営んでいることが要件となっている訳ではない。従って、金融持株会社傘下の金融グループが、銀行業、証券業、保険業の少なくとも二つの異なる業態に属する企業を実際に保有しているとは限らない。以上のように、金融持株会社傘下の金融グループは、EU 指令上の「金融ングロマリット」に該当しない場合もあり得る。

<sup>10</sup> 筆者がニューヨークに駐在していた1993年から1995年頃、大手邦銀はニューヨークにセクション20子会社を設立し、証券業務を遂行していた。

<sup>11</sup> 銀行持株会社法は保険業務引受を認めていなかった。しかし、特例で新設の銀行持株会社の場合、2年間の非銀行業務兼営が認められ、さらに最大3年間の延長が可能であった。

<sup>12</sup> 1997年から1998年会期の議会で金融制度改革法案が提出されたが、廃案となった。リーチは当時下院銀行委員長。グラムは上院銀行員長。ブライリーは証券・保険を管轄する下院商業委員会委員長。この3人の苗字をとって、同法はグラム・リーチ・ブライリー法と呼ばれるようになった。

### 3.2 欧州

EU では、「金融コングロマリットにおける銀行・保険会社・投資会社に対する補足的監督に関する指令(金融コングロマリット指令)」において、以下の三つの要件を全て満たす企業グループを「金融コングロマリット」と定義している。

- (1) グループ内に銀行業・証券業のいずれかを営む企業と保険業を営む企業の双方を有していること。

①グループの業務範囲が銀行あるいは証券と保険の少なくとも二つの異なる金融業務分野にまたがっていること。かつ、②グループの主たる事業が金融(銀行、証券ないし保険)であることが要件となる。なお、一般事業会社が金融サービス業へ進出している例も存在する。

例えば、米国では、ゼネラル・エレクトロニックやアメリカン・エクスプレスのように、主たる事業が金融業ではない企業グループが、多様な金融サービスを提供しているケースがある。また、日本においても、ソフトバンクなどの情報通信ネットワーク会社が証券業など複数の金融サービスを提供する例や、ソニーなどの電気機器会社が銀行業や保険業を展開する例もみられている。

- (2) 銀行業、証券業、保険業のいずれかを営む企業がグループの最上位の企業であること、あるいは、グループ全体のバランスシートに占める金融業全体(銀行、証券、保険合計)の比率が40%超であることが要件となる。

- (3) 銀行業・証券業と保険業のそれぞれについて、金融業全体のバランスシートに占める比率と所要規制自己資本に占める比率の平均が10%超であること、あるいは銀行業・証券業の合計と保険業のいずれか小さい方のバランスシートが60億ユーロ超であることが要件となる。

欧州では、これまで銀行業と証券業の兼業が認められてきたという背景もあって、銀行・証券いずれかの業務と保険業の双方を有することが金融コングロマリットの要件とされている。また、同指令は、金融サービスの提供がグループの業務の大宗を占めることを金融コングロマリットの要件としており、バランスシートや自己資本に着目した数値基準を示している点が注目される。本指令上、「金融コングロマリット」と認定された金融グループについては、銀行・証券・保険の業態毎に適用される規制に加え、グループ全体の自己資本の充実度、リスクの集中、グループ内取引、監督当局間の権限分配・情報交換等につき、補足的なルールが適用される。

### 3.3 日本

金融庁は2005年6月、「金融コングロマリット監督指針」を公表し、金融コングロマリット監督に関する基本的な考え方を示した。それによれば、金融コングロマリットとは、以下に述べる4つのいずれか、またはこれらの複数に該当する企業グループのうち、経営管理会社及びその傘下にあるグループ内の他の会社から構成されるグループを指している。このように金融庁が「金融コングロマリット監督指針」を公表し、日本における金融コングロマリットに関しては、その定義を明確にすることで、欧州に近いものとなっている。

#### (1) 金融持株グループ

金融持株会社及びその子会社である金融機関ならびに当該金融機関の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性がある会社から構成されるグループをいう。また、銀行、証券会社、保険会社のうち、2以上の異なる業態の金融機関を子会社としていることが必要である。このグループには、メガバンクや大手証券会社が該当する。

#### (2) 事実上の持株グループ

事実上の持株会社及びその子会社である金融機関ならびに当該金融機関の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社から構成されるグループをいう。このグループの代表的なものにソニーフィナンシャル・ホールディングスがあげられる。

#### (3) 金融機関親会社グループ

金融機関親会社及びその子会社である金融機関並びに当該金融機関を子会社とする会社をいう。

#### (4) 外国持株会社等グループ

外国持株会社等及び当該外国持株会社等の支店又は子会社である国内の金融機関、並びに当該国内の金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社から構成されるグループをいう。このグループの代表的なものにシティグループなどがあげられる。

## 4. 格付けに対する考え方

### 4.1 S&P (スタンダード&プアーズ) によるもの

根本 (2005) によれば、狭義のコングロマリットを「バランスのとれた専門業務をもち、統合的な戦略やリスク管理をもつグループ」と定義している。シティグループ、JP モルガン チェース、ING、アリアンツ、フォーティスなどが該当するとしている。また、特定の業務が

突出して大きいなど、狭義の条件を満たさない場合は、真のコングロマリットとしてはみなさない。このため、日本において真のコングロマリットは存在しないとしている。

金融コングロマリットの格付けにあたっては、以下の3点があげられている。

- (1) まずグループ内の企業を個別にボトムアップ方式で分析する。これは連結の数字をみるだけでは、個々の業務の動向を十分に把握できないためである。
- (2) 個別の格付けを検討した後、グループ全体の評価を行うが、その際には多角化の効果、総合化の営業基盤への影響を勘案する。統合的なリスク管理が機能しているか、経営陣は幅広い業務に関して十分な知識を有するかなどを考慮する。
- (3) 最後に、各子会社のグループ内での地位を考慮し、最終格付けを決定する。子会社がグループにとって重要な存在であり、グループ全体の信用力が高い場合、格付けを引き上げるケースがある。一方、同じグループ内に弱い企業があり、リスク波及のおそれがある場合、当該企業単体の信用力より格付けを下げる場合もある。同社がコングロマリットとみなす金融グループの格付け（2005年5月11日現在）を図表4に示した。

図表4 狭義の金融コングロマリットの格付け

グループ名	格付け
シティグループ	AA-／安定的／A-1+
JPMorganチェース	A+／安定的／A-1
INGグループ	A+／ポジティブ／A-1
アリアンツ	AA-／ネガティブ／A-1+
フォーティス	A+／安定的／A-1

(注) 根本(2005)から引用した。アリアンツを除き持株会社。

#### 4.2 R & I（格付投資情報センター）によるもの

格付投資情報センター（2006）によれば、金融コングロマリットの格付けの考え方に関して、以下の3点を挙げている。

- (1) 金融持ち株会社の発行体格付けは、原則としてグループ信用力からノッチダウンする。例外的にダブルレバレッジの状態にないか、ダブルレバレッジが小規模で短期的にレバレッジを解消するスケジュールが明確であり、かつ、今後もレバレッジを効かせる可能性が低い場合は、下記(2)の場合を除き持株会社の格付けはグループ信用力に一致する。

- (2) 銀行持株会社グループで、公的サポートを主たる理由に傘下子銀行の格付けをBBBゾーンとしている場合は、持株会社と傘下子銀行に対する公的サポートに差が付く可能性を踏まえ、ダブルレバレッジの有無にかかわらず持株会社の発行体格付けをグループ信用力からノッチダウンする。
- (3) 生命保険会社の持株会社については、保険業法で保険契約者に先取特権があるため、ダブルレバレッジの有無にかかわらず持株会社の発行体格付けをグループ信用力からノッチダウンする。ダブルレバレッジがある場合は、ノッチダウン幅を拡大する。

## 5. 金融コングロマリット化の現状と動機

### 5.1 金融コングロマリット化の現状

#### (1) 米国

米国における金融コングロマリット化への流れは、規制緩和を背景に規模の拡大から範囲の統合へと変化した。シティコープやJPモルガンチェースなどのマネーセンターバンクとバンク・オブ・アメリカなどのスーパーリージョナルバンクなどのそれぞれの業態において、金融コングロマリット化は進展した<sup>13</sup>。

ここではシティグループの金融コングロマリット化への動きをあげる。証券業と保険業を中心とするグループであったトラベラーズは、1998年銀行業を中心とするシティコープと合併し金融コングロマリットを形成した。しかし、その後シティグループは2005年に生命保険・年金部門をメットライフに売却し、現在のシティグループは銀行業と証券業が中心である。

しかし、シティグループは保険商品の販売を継続しており、生命保険部門の売却先であるメットライフ社との間でも、メットライフ社の保険商品をシティグループのチャネルを通じて販売する契約を締結している。シティグループは、それまでの自社グループの保険商品を中心とする販売戦略から、自社グループ以外の生命保険商品を販売するオープン・アーキテクチャー・モデルと呼ばれる戦略に移行することとなった<sup>14</sup>。

こうしたシティグループの動きは、グラム・リーチ・ブライリー法の制定以降設立された金融持株会社644のうち、保険の引受け業務を営んでいるのは2004年11月現在30社程度と少なくなっていることと平仄を合わせている。

<sup>13</sup> 持株会社バンク・オブ・アメリカの下には、ネーションズ・バンク、バンク・アメリカ、バーネット・バンク、フリート・ボストンなどの、リージョナルバンクが存在する。

<sup>14</sup> こうした経緯に関しては、損保ジャパン総合研究所(2005)や損害保険事業総合研究所(2005)を参考にした。損保ジャパン総合研究所とのインタビューで、コングロマリット化の効果に関して、シティグループは「生保部門を分離したのは、銀行・保険間でのクロスセルがうまくいったかどうかということよりも、生保部門の収益性が低いことが大きな問題だった」と答えている。

## (2) 欧州

欧州では歴史的に業態間の垣根が低く、銀行業と証券業を兼業するユニバーサル・バンク制度が採用されていた。1980年代から1990年代において、証券業を兼営している銀行が保険業務を兼ねる動き（バンカシュアランス）が進んだ<sup>15</sup>。欧州の代表的な金融コングロマリットには、ドイツ銀行（独）、HSBC（英国）、BNP パリバ（仏）、ING グループ（オランダ）、アリアンツ（独）、RBS（英国）などがあげられる。また、欧州におけるバンカシュアランスグループの上位10社の連結総資産を示したデータを図表5に示した。一方、欧州でも米国と同様に、地域金融機関を絡めた金融コングロマリット化への動きも進んだ<sup>16</sup>。

図表5 欧州における主要バンカシュアランス・グループ

(単位：10億ユーロ)

グループ	国名	連結総資産
ドイツ銀行	ドイツ	917.7
アリアンツ	ドイツ	911.9
BNP (Banque National de Paris) パリバ	フランス	825.3
HSBC (Hong Kong Shanghai Banking Corporation)	英国	778.6
ING (Internationale Nederlanden Group)	オランダ	705.1
ABN (Algemene Bank Nederland) AMRO (Amsterdam-Rotterdam Bank)	オランダ	597.4
RBS (Royal Bank of Scotland)	英国	590.0
パークレーズ銀行	英国	573.5
クレディ・アグリコル	フランス	563.3
ソシエテ・ジェネラル	フランス	512.5

(注) ECB (2004) を参考にした。

ドイツでは、以前から1つの事業グループが銀行業、証券業、保険業を兼営することについて特別な許認可は不要であった。しかし、「保険・銀行の兼業禁止規制」で、保険会社本体による銀行業務の兼業は禁止されており、銀行による保険引受業務の兼業も認められていない。ただし、銀行が保険代理店またはブローカーとして保険商品を販売することについては制限されていない。銀行は、1920年代から保険を含む幅広い金融商品を販売しており、子会社による保険業参入は古くから行われている。

ドイツにおいて代表的な金融コングロマリットであるアリアンツは、2001年にドレスナー銀行を買収した。アリアンツによる、ドレスナー銀行の支店を通じた保険商品の販売

<sup>15</sup> バンカシュアランスは銀行（バンク）と保険（インシュアランス）の合成語であり、フランスに起源を有する。ドイツにおいて、銀行業務と生命保険業務の相互参入・融合はアルフィナンツと呼ばれている。

<sup>16</sup> 信金中央金庫（2005）によれば、英国では共同組織金融機関である住宅金融組合を巡って、規模の拡大を志向する金融コングロマリット化への動きが生じた。

は近年着実に拡大している。ドレスナー銀行が販売する保険商品は、基本的にアリアンツグループの保険商品のみで、自社グループ以外の保険商品は扱っていない<sup>17</sup>。

### (3) 日本

2006年12月1日現在、日本の代表的な金融コングロマリットは、三菱UFJフィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループからなる3大メガバンクである<sup>18</sup>。持株会社の下で銀行業務を中心に業務を展開し、いずれも保険会社を傘下に置いていない<sup>19</sup>。三菱UFJフィナンシャルグループに所属する企業のリストを資料2に添付した。

ホールセール証券会社に関しては、グループ間で戦略の差が見られる。三菱UFJフィナンシャルグループとみずほフィナンシャルグループは傘下に連結対象の証券会社（三菱UFJは三菱UFJ証券、みずほはみずほ証券）を置いている<sup>20</sup>。一方、三井住友フィナンシャルグループは持株会社の傘下に連結対象の証券子会社を置かず、ホールセール業務を担当する大和証券SMB Cを大和証券グループ本社と共同で設置し、持分法適用関連会社としている<sup>21</sup>。

リテール証券会社に関しては、各グループとも連結子会社（三菱UFJは三菱UFJ証券、みずほはみずほインベスターズ証券と新光証券、三井住友フィナンシャルグループはSMB Cフレンド証券）を傘下においている<sup>22</sup>。

証券戦略を総合的にみると、三菱UFJグループはホールセール証券とリテール証券を三菱UFJ証券の下で一体運用しているが、みずほファイナンシャルグループと三井住友ファイナンシャルグループは、それぞれホールセール証券とリテール証券をそれぞれ別に置いている。

<sup>17</sup> こうした経緯に関しては、損保ジャパン総合研究所（2005）を参考にした。同社のインタビューで、コングロマリット化に関して、アリアンツは「銀行と保険のクロスセルは総じてうまくいっている」と回答している。

<sup>18</sup> 三菱UFJフィナンシャルグループは旧三菱銀行の時代の1989年にニューヨーク証券取引所に上場した。みずほフィナンシャルグループは2006年11月8日に同証券取引所に上場した。

<sup>19</sup> 三菱UFJフィナンシャルグループとみずほフィナンシャルグループは信託銀行子会社を有するが、三井住友ファイナンシャルグループは信託銀行子会社を傘下に置いていない。

<sup>20</sup> みずほ証券は、もともとみずほコーポレート銀行が100%出資している子会社であった。しかし、2004年3月に農中証券の営業譲渡を受けたことから、現状ではみずほコーポレート銀行と農林中央金庫による出資となっている。

<sup>21</sup> 大和証券SMB Cの出資比率に関しては、大和証券グループ本社とフィナンシャルグループで60%:40%である。三菱UFJファイナンシャルグループは2006年8月29日に三菱UFJ証券を2006年3月31日付けで完全子会社化することを発表した。しかし、2006年11月20日に、完全子会社化を半年遅らせて2007年9月30日に期日を変更すると発表した。その理由として、米SOX法第404条の適用を受けるため、財務報告の信頼性確保には慎重を期すことを挙げている。

<sup>22</sup> 例えば、SMB Cフレンド証券は、明光証券、明光証券、ナショナル証券、山種証券、神栄石野証券が合併し2003年に設立し、2004年4月泉証券と合併した。2005年3月31日現在、大株主の議決権比率は三井住友銀行（42.18%）、住友生命保険（6.88%）、日本マスタートラスト信託銀行（信託口）（3.30%）である。その後、2006年9月1日に三井住友ファイナンシャルグループの100%子会社となった。

消費者金融会社に関してもグループ間で差が見られる。三菱UFJフィナンシャルグループはアコム、三井住友フィナンシャルグループは、プロミスをそれぞれ持分法適用会社とすることで、消費者金融市場への足場を築こうとしている<sup>23</sup>。一方、みずほは関連会社を有していない<sup>24</sup>。

3大グループを比較すると、業務の範囲においては三菱UFJフィナンシャルグループが他の2社に比べて、バランスよく子会社や関連会社を傘下においているといえる<sup>25</sup>。図表6に3大メガバンクグループの比較を示した。

図表6 3大メガバンクグループの比較

	銀行	信託銀行	ホールセール証券	リテール証券	消費者金融
三菱UFJ	○	○	○	○	△
三井住友	○	×	△	○	△
みずほ	○	○	○	○	×

(注) ○は連結子会社、△は持分法適用会社、×は関連会社なし

大手証券会社については、野村が野村ホールディング、大和が大和証券グループ本社、日興証券が日興コーディアルグループという持株会社をそれぞれ設立し、株式を上場している。各社とも証券会社を核とした金融コングロマリットであるが、ホールセール証券会社に関しては、野村ホールディングだけが100%子会社で業務を遂行している<sup>26</sup>。一方、大和証券グループ本社は、三井住友ファイナンシャルグループと大和証券SMBCを設立し、日興コーディアルグループは米シティグループと日興シティグループ証券を設立している。野村ホールディングのグループ会社を資料3に示した。

日本において特色のある金融コングロマリット化の1つの例は、ソニーフィナンシャル・ホールディングスであり、傘下に銀行、生命保険、損害保険の各社を置いている。この持株会社の沿革に関しては資料4に示した。

<sup>23</sup> 三菱UFJフィナンシャルグループの畔柳信雄社長は、2006年4月18日の記者会見でアコムとの提携関係について、「今ここで見直すということは考えていない」と述べた。

<sup>24</sup> みずほフィナンシャルグループの前田晃伸社長は2006年3月22日の記者会見で「お取引をいただいているお客さまに、まず、より良いサービスを提供するのが私どもの最優先課題であると考えている」として、消費者金融会社との提携に関して否定的な見解を示した。

<sup>25</sup> 2006年3月3日付けの日本経済新聞の報道によると、三菱UFJフィナンシャルグループは3日、傘下の三菱東京UFJ銀行に同行の行員と三菱UFJ証券からの出向者が合同で金融商品の企画などに携わる新組織を設立する。新組織の名前は「証券仲介営業部」である。

<sup>26</sup> リテール証券会社に関して、野村が野村証券、大和が大和証券、日興が日興コーディアル証券としてそれぞれ運営している。

## 5.2 金融コングロマリット化の効果

2節では金融コングロマリット化のメリットに関しては、シナジー効果、コスト削減、顧客流出の防止、企業体としての成長性の確保、イノベーションなどをあげたが、ここでは収益の多角化、コスト削減とリスク分散効果について分析した先行研究をみていく。

### (1) 収益の多角化とコスト削減

Group of Ten (2001) によれば、金融コングロマリット形成の動機として最も強いものが「商品多角化による収入の増加」である。これを「重要な要因」とする回答が全体の約8割となった<sup>27</sup>。また、「商品多様化によるコスト削減」が約5割と続いている。この調査結果からは、金融機関の経営者は「商品多様化による収入の増加」を目指していると推測することが可能である。

「商品多様化による収入の増加」について分析している先行研究は Rosen, *et al.* (1989) である。彼らによれば、米国の銀行と持株会社を通じた証券子会社との関係を検証したが、その分散効果をほとんど見出すことはできなかった。また、資産内容の違いを分析した Kwast (1989) は、分散効果はほとんど見られなかったと結論付けている。コスト削減に関して欧州のユニバーサルバンクのデータを用いた Allen / Rai (1996)、Lang / Welzel (1998) は、有意な結果は得られなかったとしている。

このように金融コングロマリットの分析に関する先行研究が少ない原因に関して、前田・永田 (2004) は、銀行、証券、保険といった業態横断的な金融グループについてのデータが不足している、あるいは、計測が著しく困難であると指摘する。そこで前田・永田 (2004) は INGグループ、アリアンツグループ、クレディスイスグループに関して、1998年から2001年の財務データを用いて分析を行った。その結果、3つのグループにおいてコスト削減を確認できなかった。

### (2) リスク分散効果

前述の Group of Ten (2001) によれば、「商品分散化によるリスク低下」を金融コングロマリット形成の動機とする回答は全体の約4割となった。また、日本銀行 (2005)、根本 (2005)、永田 (2004)、信金中央金庫 (2005) なども、リスク分散効果が重要な要因であることを確認している。

Benston (1994) は銀行業務と投資銀行業務などの非銀行業務を兼営した場合、収益性は大きく上昇するが、リスクの増加は若干にとどまると結論付ける。Rajan (1996) はユニバーサルバンクには分散効果によりリスク軽減効果が期待できるが、実証的な結果はこれからであるとする。

<sup>27</sup> 「極めて重要な要因」と答えたのは全体の45.0%だった。

Berger (1998) は1990年代の米国を分析し、金融グループ内のリスク分散効果は顕著には見られないとする。一方、Berger, *et al.* (1999b) は、金融機関が専門化する中、複数の金融機関の間でリスク分散効果は将来的にも大きなものになると指摘する。さらにBerger, *et al.* (1999a) は、銀行業と保険業の間でのリスク分散効果は大きく、金融商品の高度化に伴いグループ内における分散効果は大きくなると予想している。

前田・永田 (2004) は、INGグループ、アリアンツグループ、クレディスイスグループに関して、リスク分散効果を分析した。その結果、クレディスイスグループにはリスク分散効果は見出されなかったが、INGグループとアリアンツグループにおいては分散効果があると結論付けている。

## 6. 日本における金融コングロマリット化の方向性

これまでみてきたように、金融グローバリゼーションの流れを受けて、諸外国だけでなく日本においても金融機関は規模の拡大と業務の拡大を視野に置いて、金融コングロマリットを目指す動きを強めることが増えてきた。

日本の金融コングロマリット化の特徴として、(1)証券会社によるコングロマリット化も進んでいるが、銀行グループの金融コングロマリット化が突出している。(2)保険を絡めた金融コングロマリット化の例は、事業法人が持株会社を設立した場合以外、存在しない。(3)地域金融機関を絡めた金融コングロマリット化の動きが進んでいない——の3点があげられる。

金融コングロマリット化のメリットに関しては、シナジー効果、コスト削減、顧客流出の防止、企業体としての成長性の確保、イノベーション、リスクの遮断性などがあげられているが、こうした効果が十分に検証されてはいない。特に、日本においては金融コングロマリット化の動きは緒についたばかりであり、評価を下すのは時期尚早である。金融コングロマリット化のメリットとデメリットを検証するには今後の事業展開と財務データなどの蓄積を待たなくてはならない。

日本における金融コングロマリット化に関する今後の注目点としては、以下の6点があげられる。

- (1) 3大メガバンクがどのような形で、コングロマリット化をさらに推進していくのか。また、住友信託銀行がどのような形でコングロマリット化に関わっていくのか。また、貸出上限金利の引下げにより、消費者金融会社の収益性が悪化することが予想されるため、三菱UFJファイナンシャルグループや三井住友ファイナンシャルグループが消費者金融会社との提携を見直すのか。
- (2) 大手証券会社（野村、大和、日興）がどのような形で、銀行業務への本格的な参入をしていくのか。当面、住友三井フィナンシャルグループと大和証券グループが、統合化に向け、どのような動きに出るのか。

- (3) 保険会社がどのようなコングロマリット化を目指すのか。日本の生命保険会社の多くは現在も相互会社であるため、現状では、持株会社を設立して、金融コングロマリット化を目指すには制度上の制約が大きい。
- (4) 金融以外の業態（製造業や小売業など）がどのような形で、金融コングロマリット化を展開していくのか。
- (5) 米国や英国では地域金融機関を絡めたコングロマリット化が進んでいるが、日本においてその兆候は見られない。地銀や第二地銀の再編問題と絡めて、地域金融を絡んだ金融コングロマリット化は推進されるのか。
- (6) 郵政事業が完全に民営化される平成29年9月末までの移行期間中に、持株会社は子会社の郵便貯金銀行と郵便保険会社の全株式を処分し、それぞれの子会社は分社化される予定である。利用者にとって、どのような利便性あるいは不便な点が分社化によって引き起こされるのかは不明である。この動きは大手金融機関のコングロマリット化の動きに逆行するため、状況次第では、銀行と保険業務の間にうまくシナジー効果を引き起こす仕組み作りが必要になることも考えられる。

以 上

## 参考文献

- 伊藤隆康 (2006), 「金融コングロマリット化の現状と展望」『平成17年度郵便貯金委託研究報告書』
- 相沢幸悦・西尾夏雄 (2005), 『金融コングロマリットと邦銀の復活』, 財経詳報社.
- 格付投資情報センター (2006), 「金融コングロマリットの格付け」, R & I 金融業界展望2006.
- 金融庁 (2005), 「金融コングロマリット監督指針」.
- 鹿野嘉昭 (2006), 『日本の金融制度 第2版』東洋経済新報社.
- 信金中央金庫 (2005), 「欧米諸国における金融コングロマリットの実情と課題」『金融調査情報』, 17-6.
- 損害保険事業総合研究所 (2005), 『諸外国における金融コングロマリットの実態について』.
- 損保ジャパン総合研究所 (2005), 「金融・保険の融合に関する研究会 第2回議事要旨」.
- 高木仁 (1999 a), 「アメリカの金融制度改革法案」『地銀協月報』1999年10月号, pp.2-7.
- 高木仁 (1999 b), 「グラス＝ステイーガル法60年ぶりに改正」『地銀協月報』1999年10月号, pp.18-21.
- 高木仁 (2001), 『アメリカ金融制度改革の長期的展望』原書房.
- 高木仁 (2006), 『アメリカの金融制度——比較社会文化による問題接近をめざして』東洋経済新報社.
- 高木仁・黒田暁生・渡辺良夫 (1999), 『金融システムの国際比較分析』東洋経済新報社.
- 永田貴洋 (2004), 「金融コングロマリットの経済学」, 金融研究研修センター.
- 西村吉正 (2003), 『日本の金融制度改革』東洋経済新報社.
- 日本銀行 (2005), 「金融サービス業のグループ化——主要国における金融コングロマリット化の動向」, 『日本銀行調査季報』, 春 (4月) 号, pp.47-93.
- 沼田優子 (2002), 「総合化を志向する米国金融機関」, 『資本市場クォーターリー』 2002年冬号, 野村総合研究所, pp.85-95.

- 根本直子 (2005), 「日本の金融コングロマリット——日本での発展には制約が多い」スタンダード・アンド・プアーズ.
- 野々口秀樹・武田洋子 (2000), 「米国における金融制度改革法の概要」, 『日本銀行調査月報』
- 野々口秀樹, (2001), 「最近の米国の金融規制をめぐる動き——金融持株会社に関する規制を中心に」, 『日本銀行国際局ワーキングペーパー』 1-J-1.
- 淵田康之 (2004), 「メガバンクの巨大化と複雑化——期待と懸念」, 『資本市場クォーターリー』, 2004年秋号, pp.2-11.
- 前多康男・永田貴洋 (2004), 「金融コングロマリットと範囲の経済」, 金融研究研修センター.
- Allen,L. and A.Rai (1996), “Operational Efficiency in Banking: An International Comparison”, *Journal of Banking and Finance*, Vol.20, pp.655-672.
- Benston,G.J. (1994), “Universal Banking”, *Journal of Economic Perspective*, Vol.8, pp.121-43.
- Berger,A.N. (1998), “The Efficiency Effects of Bank Mergers and Acquisition: A Preliminary Look at the 1990s Data”, In *Bank Mergers & Acquisitions*, edited by Amihud,Y. and G.Miller. Kluwer Academic: pp.79-111.
- Berger,A.N., J.D.Cummins,M.A.Weiss and H.Zi (1999 a), “Conglomeration Versus Strategic Focus : Evidence from the Insurance Industry, *Center for Financial Institutions Working papers 99-29*, Wharton School Center for Financial Institutions, University of Pennsylvania.
- Berger,A.N, R.S.Demsetz and P.E.Strahan (1999 b), “The Consolidation of the Financial Services Industry: Causes, Consequences and Implications for the Future”, *Journal of Banking and Finance*, Vol.33, pp.135-194.
- European Central Bank (2004), “The Supervision of Mixed Financial Services Groups in Europe”, *ECB Occasional Paper No.20*.
- Group of Ten (2001), *Report on Consolidation in the Financial Sector*.
- Kwast,M.L. (1989), “The Impact of Underwriting and Dealing on Bank Returns and Risks”, *Journal of Banking and Finance*, Vol.13, pp101-125.
- Lang,G. and P.Welzel (1998), “Technology and Cost Efficiency in Universal Banking : A Thick Frontier Approach”, *Journal of Productivity Analysis*, Vol.10, pp.63-84.
- Rosen,R.J.,P.R.Llokyd-Davies, M.L.Kwast and D.B.Humphrey (1998), “New Banking Powers: A Portfolio Analysis of Bank Investment in Real Estate”, *Journal of Banking and Finance*, Vol.13, pp.355-366.
- Rajan,R.G., “The Entry of Commercial Banks into the Securities Business : A Selective Survey of Theories and Evidence, in Walter,I. and A.Saunders (eds), *Universal Banking: Financial System Design Reconsidered*, Irwin.
- Smith,R.C. and I.Walter (2003), *Global Banking* (second edition), Oxford.
- White,L.J (2003), “What Constitutes Appropriate Disclosure for a Financial Conglomerate?”, Herring,R. and R.E.Litan (eds.), *Brookings-Wharton Papers on Financial Services:2003*, Brookings Institutions Press, pp.245-272.
- Walter,I. (2003), “Strategies in Financial Services, the Shareholders, and the System: Is Bigger and Broader Better?”, in Herring,R. and R.E.Litan (eds.), *Brookings-Wharton Papers on Financial Services:2003*, Brookings Institutions Press, pp.1-36
- Walter,I. (2004), *Mergers and Acquisitions in Banking and Finance What Works, What Fails and Why*, Oxford.

## 資料1 金融コングロマリット化に関するアンケート調査

【実施機関】 マイボイスコム株式会社

【調査対象】 インターネットコミュニティ「MyVoice」の登録メンバー

【調査方法】 ウェブ形式のアンケート調査

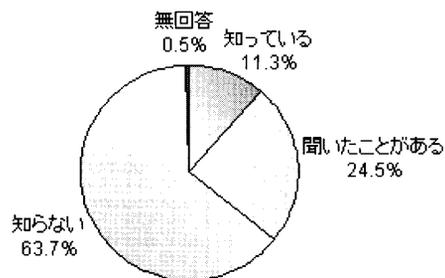
【調査時期】 2005年7月1日～7月5日

【回答者数】 14,281名

	男性	女性	合計	年代	10代	20代	30代	40代	50代 以上	合計
度数	5,799	8,482	14,281	度数	519	3,489	5,423	3,219	1,631	14,281
%	41%	59%	100%	%	4%	24%	38%	23%	11%	100%

## 「金融コングロマリット」の認知

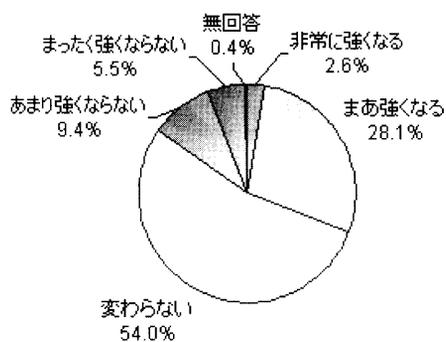
〔「金融コングロマリット(複合企業体)」をご存知ですか?〕



◇ 「知っている」は11.3%、「聞いたことがある」は24.5%で、「知らない」(63.7%)を大きく下回っています。

### 「金融コングロマリット」に対する 信頼・期待度

〔「金融コングロマリット(複合企業体)」は、銀行・証券・保険など異なる業態の金融機関が提携することです。このようなコングロマリットが推進された場合、その金融機関に対する信頼や期待度が強くなると思いますか?〕



◇ 「変わらない」(54.0%)が半数を超え、「強くなる」(「非常に強くなる」+「まあ強くなる」)は30.7%です。

## 資料2 三菱UFJフィナンシャル・グループ



## MUFGグループ

お客さまのあらゆる金融ニーズに  
グループ一体となってお応えします。

- **カード・信販・消費者金融**  
UFJニコス\*  
ディーシーカード\*  
三菱信ディーシーカード  
アコム  
DCキャッシュワウン  
モビット
- **借入保証・不動産調査**  
三菱UFJ住宅ローン保証  
三菱UFJトラスト保証  
エム・ユー不動産調査
- **外貨両替**  
東京クレジットサービス  
(ワールドカレンシーショップ)
- **不動産仲介**  
三菱UFJ不動産販売
- **債権管理・回収**  
エム・ユー・フロンティア  
債権回収
- **ウェルスマネジメント**  
三菱UFJウェルスマネジメント  
証券  
三菱UFJメリルリンチPB証券  
ダイヤモンドプライベートオフィス  
UFJプラザ21

- **資産運用**  
三菱UFJ投信  
MU投資顧問  
国際投資投資顧問

- **ネット証券**  
カブドットコム証券

\*UFJニコスとディーシーカードは2007年4月1日に合併し「三菱UFJニコス」となる予定です。



持株会社  
三菱UFJフィナンシャル・グループ  
(MUFG)

普通銀行  
三菱東京UFJ銀行 (BTMU)

信託銀行  
三菱UFJ信託銀行 (MUTB)

証券会社  
三菱UFJ証券 (MUS)

- **資産管理**  
日本マスタートラスト信託銀行
- **ファクタリング**  
三菱UFJファクター
- **証券代行**  
日本シェアホルダーサービス  
JPビズメール
- **調査・コンサルティング**  
三菱UFJリサーチ&  
コンサルティング  
三菱アセット・プレインズ  
三菱UFJトラスト投資工学研究所
- **リース**  
ダイヤモンドリース  
UFJセントラルリース  
東銀リース  
日本ビジネスリース
- **ベンチャーキャピタル**  
三菱UFJキャピタル  
MUハンズオンキャピタル
- **システム**  
ダイヤモンドコンピュータサービス  
UFJIS  
UFJ日立システムズ
- **確定拠出年金**  
日本確定拠出年金  
コンサルティング
- **海外**  
Union Bank of California  
三菱UFJセキュリティーズ  
インターナショナル  
BTMUキャピタル・コーポレーション

2006年3月31日現在

**資料3 野村ホールディンググループ**

(数字は出資率)

2006年12月1日現在

野村証券株式会社(100%)

野村アセットマネジメント株式会社(100%)

野村信託銀行株式会社(100%)

野村キャピタル・インベストメント株式会社(100%)

野村インベスター・リレーションズ株式会社(100%)

野村プリンシパル・ファイナンス株式会社(100%)

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(51%)

野村年金サポート&サービス株式会社(100%)

野村バブコックアンドブラウン株式会社(100%)

野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社(100%)

野村ビジネスサービス株式会社(100%)

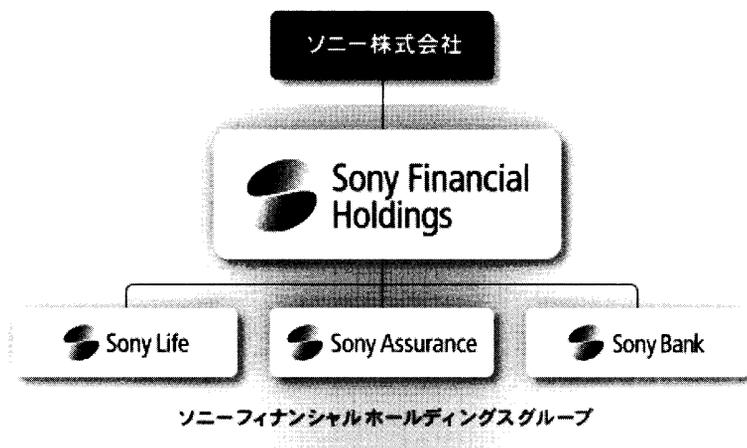
野村ファシリティーズ株式会社(100%)

株式会社野村資本市場研究所(100%)

ジョインベスト証券株式会社(100%)

(注) 同社ホームページのデータを利用した。

## 資料4 ソニーフィナンシャルホールディングスとその沿革



2006年12月1日現在

2003年10月23日 ■ ソニー株式会社取締役会において、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社を傘下におく中間金融持株会社設立の方針採択

2004年2月27日 ■ ソニー株式会社執行役会において、ソニー株式会社 金融事業企画室の会社分割によるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に関する決議採択（金融庁よりの銀行持株会社及び保険持株会社に関する認可取得を条件とする）

2004年3月30日 ■ 金融庁より銀行持株会社設立認可及び保険持株会社設立認可取得

2004年4月1日 ■ 「日本初、銀行業・保険業を傘下に持つ金融持株会社」として、設立・開業

2004年4月12日 ■ 事務所を港区南青山1丁目1番1号新青山ビル東館4Fに移転

2004年6月25日 ■ 株主割当による100億円の増資（資本金/資本準備金 各々50億円）を実施

（注）同社のホームページから引用した。